

市原市利用者負担額(保育料)表

各月初日の教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額								
		3号認定								
		保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育を除く)				家庭的保育事業				
		標準時間		短時間		標準時間		短時間		
ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		ひとり親世帯等				
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されている世帯	8,300	3,080	8,100	3,000	6,200	2,300	6,100	2,260	
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	24,300円未満	9,600	3,560	9,400	3,480	7,200	2,670	7,100	2,630
D2		24,300円以上48,600円未満	11,000	4,080	10,800	4,000	8,300	3,080	8,100	3,000
D3		48,600円以上57,200円未満	11,900	4,410	11,600	4,300	8,900	3,300	8,700	3,220
D4		57,200円以上77,101円未満	13,900	5,150	13,600	5,040	10,400	3,850	10,200	3,780
D5		77,101円以上97,000円未満	16,600		16,300		12,500		12,200	
D6		97,000円以上121,000円未満	22,900		22,500		17,200		16,900	
D7		121,000円以上145,000円未満	37,400		36,700		28,100		27,500	
D8		145,000円以上169,000円未満	42,500		41,700		31,900		31,300	
D9		169,000円以上211,201円未満	47,800		46,900		35,900		35,200	
D10		211,201円以上256,100円未満	55,600		54,600		41,700		41,000	
D11		256,100円以上301,000円未満	56,600		55,600		42,500		41,700	
D12		301,000円以上349,000円未満	57,600		56,600		43,200		42,500	
D13		349,000円以上397,000円未満	58,300		57,300		43,700		43,000	
D14		397,000円以上	75,800		74,500		56,900		55,900	

- ※1 保育料の年齢は、入所年度4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)。
- ※2 保育料は、お子様の年齢と、世帯(原則は父母)の市民税額から算定します。父母の市民税額が非課税の場合、同居する祖父母の市民税額で階層決定します。
- ※3 保育料階層の切替時期は9月になります。4月分から8月分までの保育料は入所前年度の市民税額で決定します。9月分から3月分までの保育料は入所年度の市民税額で決定します。そのため、保育料決定は年2回実施となります。
- ※4 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得割の額」とは地方税法第292条第1項第2号の所得割の額をいい、この所得割を計算する場合には、同法に規定する寄付金控除、外国税額控除並びに配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の規定は適用しないものとします。
- ※5 ひとり親世帯等とは、保護者または保護者の同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいいます。①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者の無い者で現に児童を扶養している者 ③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 ④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者 ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童 ⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎
- ※6 多子軽減措置については、同一世帯において第2子以降の児童であれば、保育料を無償とします。所得制限はありません。